

総合特別区域基本方針の一部変更について(案)【令和3年3月末 閣議決定予定】

総合特別区域基本方針(平成28年4月1日閣議決定)により、「令和2年度までに、総合特区制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえ、施行状況の検討結果に基づく必要な措置に関する記載を基本方針本文に追加する。

併せて、特区からの提案を踏まえ、国と地方の協議を通じて講ずることとされた規制改革のうち、全国において令和元年度以降に実施することとされた措置について、基本方針の別表3に追加する。

1. 総合特区制度の施行状況の検討結果に基づく必要な措置の追加

- 総合特区に指定された地域においては、地域活性化等の大きな成果が得られており、特区制度の効果、規制の特例措置の効果及び税制・財政・金融上の支援措置の効果については、いずれも特区自治体の評価は高く、多くの特区自治体から特区制度の継続活用の意向が示されている。
- このため、令和3年度以降も引き続き、総合特区における地域の取組を効果的に支援するための所要の措置を講じるにあたり、今後取組が必要となる措置について、本基本方針の定めに基づき内閣府が開催する外部有識者からなる「総合特別区域評価・調査検討会」において、特区制度の施行による成果等に検討が加えられ、令和2年12月にとりまとめられた意見を踏まえ、基本方針の一部変更を行うもの。

基本方針本文の主な変更内容

- (1) 社会経済情勢の変化を踏まえた新たな取組の視点及び期待される取組事例の提示
 - Society5.0、SDGs、デジタル化、ウィズコロナ・ポストコロナ等の視点について、各特区における明確な認識・共有、取組の加速化の必要性を明記。
 - グリーンイノベーション、ライフイノベーション、観光立国、農林水産業の地域活性化などの総合特区の各事業分野において今後取組が期待される取組事例を追加。
- (2) 地方創生関連支援施策との一層の連携促進
 - 総合特区制度の各施策を効率的・効果的に実施するため、これまでの総合特区の支援策の活用を促進するとともに、地方創生推進交付金をはじめとする総合特区制度以外の各府省の支援施策を未活用の特区政府において活用が円滑に進むための情報提供等の取組を追加。

等

2. 特区からの提案を踏まえ、全国において実施することとされた規制改革措置の追加

① 医療資源が少ない地域等におけるオンライン診療料の算定について **〔告示〕**

(先導的な地域医療の活性化総合特区(徳島県)からの提案【令和元年春協議】)

医療資源が少ない地域等に所在する保険医療機関又はへき地医療拠点病院において、当該保険医療機関で専門的な医療を提供する観点から、オンライン診療料の施設基準を満たすものとして届け出た他の保険医療機関の医師が継続的な対面診療を行っている場合は、医師の判断により当該他の保険医療機関内においてオンライン診療を行ってもよいこととする。

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の一部改正により措置(令和2年4月1日施行)

② 航空機部品等の譲渡手続の規制緩和 **〔通達〕**

(アジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区

(愛知県、岐阜県、三重県、長野県静岡県ほか)からの提案【令和元年春協議】)

航空機部品等を免税のまま航空会社に譲渡するには所轄税関へ都度の事前届出が必要であったが、対象となる譲渡品の授受者・譲渡の理由等について事前に所轄税関へ届け出ることにより、都度の事前届出を不要とする。

関税暫定措置法基本通達の一部改正により措置(令和2年4月1日施行)

(参考)今後のスケジュール

令和3年1月下旬	各省協議
令和3年3月上旬～	総合特別区域推進本部(持ち回り開催)(本部長:内閣総理大臣)
令和3年3月下旬	閣議決定